報道取材情報(沼津市)

平成 29 年 6 月 22 日(木)発表

名 称 等 郵便局と沼津市との「地域における協力」及び「災害発生時における沼津市と 沼津市内郵便局の協力」に関する協定 締結式

実施日時 平成 29 年6月 29 日(木曜日) 10時00分~

場 所 市役所4階 特別応接室

担 当 企画部 政策企画課

直通 055-934-4798 内線 2421

危機管理課

直通 055-934-4758 内線 2557

1 内容

市内の郵便局と本市は、沼津市内の郵便局の社員が業務中に、高齢者、障害のある人、子どもその他の住民等の何らかの異変に気付いた場合に情報提供をいただくことにより、郵便局と本市が連携して、本市の住民が安心して暮らせる地域社会づくりを目的とする、「地域における協力」に関する協定を締結します。

また、地震等による災害時に、本市と郵便局がそれぞれ収集した災害情報を共有して連携を強化することにより、被災者支援を円滑に実施することを目的として、「災害発生時における沼津市と沼津市内郵便局の協力に関する協定」を締結します。

- (1) 締結式の出席者
 - ① 郵便局

沼津郵便局長 伊藤 一 様 沼津我入道郵便局長 岩崎 匡哉 様 沼津大塚郵便局長 淺井 静明 様 沼津花園郵便局長 井谷 剛 様 沼津郵便局 総務部長 今井 健一 様

② 沼津市

市長、市長戦略監兼企画部長、危機管理監

- (2) 協定内容
 - ① 「地域における協力」に関する協定

沼津市内の郵便局の社員が業務中に、高齢者、障害のある人、子どもその他の住民等の何らかの異変に気付いた場合や、道路等の異常や不法投棄を発見した場合に、沼津市の担当課に速やかに通報していただき、市は速やかに対応する。また、定期的に各種情報交換を行うことにより、郵便局と沼津市との相互連携の強化に努めていく。

② 「災害時における沼津市と沼津市内郵便局の協力に関する協定」

地震等による災害時において、沼津市が被災者に対して周知したい、協力を求めたい内容をお知らせする場所として、郵便局の窓口ロビーを可能な限り提供していただく。 また、被災者の避難所開設状況や被災者の避難先リスト等の情報を相互に提供する。

2 経緯等

①「地域における協力」に関する協定

市内の郵便局と本市は、平成 13 年に「道路損傷等についての情報提供に関する覚書」を締結して、道路等の異常や不法投棄を発見した際の情報提供を受けていましたが、新たに高齢者、障害のある人、子どもその他の住民等の何らかの異変に気付いた場合にも情報提供をいただくことにより、市の支援を必要とする方への迅速な対応が図られることとなります。

なお、日本郵便株式会社東海支社では、2016年11月以降、東海4県内各市町村との地域 貢献協定締結を積極的に行っており、今回のような地域見守り、道路損傷、不法投棄等を 一つにした包括的協定「地域における協力に関する協定書」の締結を推進しています。

②「災害時における沼津市と沼津市内郵便局の協力に関する協定」

市内の郵便局と本市は、平成10年6月24日に「災害支援に関する覚書」を締結し、地震等による災害時において、被災状況に関する情報提供や、郵便差出箱の設置の要請を行うことにより相互連携し、被災者支援を円滑に行うことが明記されていましたが、連携の強化を図るため、新たに、沼津市が被災者に対して周知したい内容をお知らせする場所を提供すること等が追加されることにより、被災者の方への迅速な情報提供が図られることになります。